

加しつづめることと、労働組合又は思想団体等の介在せざる労働者独自の自主的争議が案件数の半を下りざること、或は亦土木建築請負工事並に失業救済事業等に於ける自由労働者の争議の多きことは看過し難きところである。

1、争議發生の原因

前述の如く最近事業界の好況は争議發生原因に於て次の如く待遇改善要求の増加となり、之れと反對に事業不振に因る解雇反對又は労働條件の低下に對する防衛的争議が漸次減少しつつあることを示してゐる。

○ 要求別	○ 昭和七年	○ 昭和八年	○ 昭和九年
一、待遇改善要求	六件	一〇件	一八件
一、解雇反對	一三件	一一件	六件
一、賃金値下反對	一〇件	五件	三件

一、賃金未拂	六件	四件	五件
一、労働強化反對	二件	七件	三件
一、その他	六件	七件	八件
合計	四三件	四四件	四三件

即ち待遇改善要求其他の積極的な争議と解雇反對賃金値下反對等の消極的な争議とに分ちて比較すれば次の道である。

○ 區別	○ 昭和七年	○ 昭和八年	○ 昭和九年
積極的な争議	八件	一七件	二一件
消極的な争議	二九件	二〇件	一四件

2、業態別發生状況

本年中の争議を業態別に分つて見ると次に示すが如く、件數に於ては交通運輸業の十二件最も多く次いで石炭礦業の七件にして、就中交通運輸業十二件中五件は海上運輸關係であり